



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年9月15日火曜日 第2100号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（6件）.....	811
土地改良事業の工事の完了.....	812
解除予定保安林.....	812
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	812
市営土地改良事業の施行の同意.....	812
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	812
道路の位置の指定.....	812

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....	813
-----------------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市真網代、穴井及び大釜地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年9月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・真穴地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年9月16日から10月19日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所本庁

#### ○愛媛県告示第1160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市真網代及び穴井地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年9月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農地保全事業・真穴地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年9月16日から10月19日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所本庁

#### ○愛媛県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市真網代地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同

条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年9月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・真穴地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年9月16日から10月19日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所本庁

#### ○愛媛県告示第1162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、喜多郡内子町内子地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年9月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・内子地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年9月16日から10月19日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場本庁

#### ○愛媛県告示第1163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、喜多郡内子町大瀬中央地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年9月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農地保全事業・内子地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年9月16日から10月19日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場本庁

#### ○愛媛県告示第1164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、喜多郡内子町五十崎、五百木、大瀬中央及び大瀬南地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のと

おり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・内子地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年 9月16日から10月19日まで

3 縦覧場所

内子町役場本庁

○愛媛県告示第1165号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年 9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	伊予山海地区	平成21年 8月15日

○愛媛県告示第1166号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

松山市二神乙128の4

2 保安林として指定された目的

○愛媛県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦194番1から 同町亀浦25番12まで	旧	メートル 39.0～89.5	キロメートル 0.128	
			新	43.5～145.0	0.128	

○愛媛県告示第1170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 9月15日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年 9月 7日 21大土建（道）第3号

2 道路の位置

愛媛県喜多郡内子町五十崎甲 665 番 1

魚つき

3 解除の理由

農道用地とするため

○愛媛県告示第1167号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東谷ポンプ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 9月15日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東谷ポンプ地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年 9月16日から10月19日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所本庁

○愛媛県告示第1168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下松葉地区）の施行に平成21年 9月 7日同意した。

平成21年 9月15日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

3 申請人の住所及び氏名

喜多郡内子町宿間甲 738 番地  
（有）岡田建工  
代表取締役 岡田 強

4 図面省略

幅員 4.00メートル

延長 29.50メートル

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 8月26日	特定非営利活動法人被害者こころの支援センターえひめ	武 井 義 定	松山市井門町544 - 4	本会は、犯罪等の被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対して、犯罪被害等に関する相談及び被害者等に対する物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による支援に関する事業を行い、もって福祉の増進、地域の安全及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 8月28日	特定非営利活動法人優広会	百 瀬 達 也	松山市南堀端町5番地10	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。